

手引き1

認定を受ける必要がある電気通信番号使用計画の作成等に関する手引き（概要）

本解説は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第50条の2に規定する電気通信番号使用計画の作成に当たって、参考となり得る情報を記載したものです。今後も必要に応じ修正・追加を行います。なお、本解説は、電気通信事業法等電気通信番号関係法令やその解釈に何ら変更を加えるものではありません。

1. 対象事業者

- 総務大臣からいざれかの種別※の電気通信番号の指定を受ける電気通信事業者
- 固定電話番号を使用して電話転送役務を提供する電気通信事業者
- 総務大臣からいざれの種別の電気通信番号の指定も受けない電気通信事業者であって、みなし認定の対象とならない者

※ 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表に掲げる定める電気通信番号の種別

2. 必要な手続き

- (1) 電気通信番号使用計画の認定申請（サービス開始時）
- (2) 電気通信番号使用状況の報告（毎年1回）
- (3) 電気通信番号使用計画の変更認定申請
- (4) 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出

3. 電気通信番号使用計画の認定について

電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）の様式第2第1から第4までの規定により電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受ける必要があります。

（1）必要書類

- ① 電気通信番号使用計画認定申請書（電気通信番号規則 様式第1）
- ② 電気通信番号使用計画（電気通信番号規則 様式第2※（第1～第4））

※ 認定を受けようとする電気通信番号使用計画ごとに作成が必要です。

- ・ 第1：自ら利用者設備識別番号の指定を受けて使用する場合の電気通信番号使用計画
- ・ 第2：自らは利用者設備識別番号の指定を受けないで使用する場合の電気通信番号使用計画
- ・ 第3：自ら事業者設備等識別番号の指定を受けて使用する場合の電気通信番号使用計画
- ・ 第4：自らは事業者設備等識別番号の指定を受けないで使用する場合の電気通信番号使用計画

③ 誓約書（電気通信番号規則 様式第3）

③④ 添付書類（下記のいざれかに該当するがある場合。様式自由）

a. 法人又は団体である場合

役員の名簿及び住民票（本籍の記載のあるものに限る。）の写し等

b. 個人である場合

住民票（本籍の記載のあるものに限る。）の写し等

c. 固定電話番号・音声伝送携帯電話番号・特定IP電話番号の認定を受けようとする場合

事業計画書（電気通信番号規則 様式第4）

a.d. 新規の電気通信番号の指定を伴う場合

利用者設備識別番号の数及びその算定の根拠（⇒参考5）を記載した書類

b.e. 新規の電気通信番号の指定を伴う場合であり、特定の電気通信番号の指定を希望する場合

希望する特定の電気通信番号及びその理由を記載した書類

（2）様式第1の記載における主な留意点

「認定を受けようとする電気通信番号使用計画」欄には、認定を受けようとする全ての番号種別について、様式第2における第1から第4までの別を併せて記載してください。

【例】

認定を受けようとする電気通信番号使用計画	固定電話番号〔第1〕 付加的役務電話番号（着信課金機能）〔第1〕 特定IP電話番号〔第2〕 付加的役務識別番号〔第3〕 緊急通報番号〔第3〕
欠格事由の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

（3）様式第2の記載における主な留意点（※詳細については、別紙のとおりです。）

【様式の記載項目】

1. 電気通信番号の使用に関する事項
2. 付番をしようとする利用者設備識別番号
3. 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容
4. 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図
5. 付番に関する事項
6. 利用者設備識別番号の管理に関する事項
7. 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項
8. その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項

・ 「4. 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図」関係

電気通信番号により識別される電気通信役務や電気通信設備、電気通信番号が使用される通信経路、利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点等が明らかになるように作成してください。（作成例：参考2）

電気通信番号の使用に関する条件として特定の設備の設置が求められる場合には、当該設備が構成図上明らかとなるように作成してください。

・ 「5. 付番に関する事項」関係

電気通信番号の効率的な使用のため、指定を受けている電気通信番号をどのようなルールで付番しているか記載してください。特に、指定を受けている電気通信番号全体をランダムで使用することはやむを得ない事情がない限り避けてください。

卸電気通信役務を提供している場合には、付番の方法を詳細に記載してください。

・ 「6. 利用者設備識別番号の管理に関する事項」関係

指定を受けている電気通信番号を、どのように管理しているかを状態遷移図（作成例：参考3）も用いつつ、詳細に記載してください。「管理」には、①電気通信

番号の状態（使用中、未使用、番号ポータビリティ等）を社内システム等で管理することだけでなく、②特に卸電気通信役務を提供している場合において、卸電気通信役務の提供先の事業者（以下「卸先事業者」といいます。）の番号使用状況を把握し、電気通信番号の指定を受けている電気通信事業者の責任において適切に使用させることも含みます。

- ・ 「7. 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項」の関係
電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第3に規定される種別ごとの条件がどのように確保されているかを記載してください。

（4）様式第4の記載における主な留意点

- ・ 「2. 電気通信事業その他の事業の実績」関係
その他の事業の実績については、業種を問いません。また、6か月未満の事業の実績については、記載を要しません。
- ・ 「3. 関係会社及び当該関係会社の電気通信事業その他の事業の実績」関係
関係会社ごとに、当該関係会社の電気通信事業その他の事業の実績を記載してください。
国内の関係事業者の実績については、業種を問わず、6か月以上事業を営んでいる場合、当該事業の実績について記載してください。
海外の親会社の実績については、電気通信事業法における電気通信事業の登録・届出に相当する海外の許認可を受けて、電気通信事業に相当する事業を6か月以上営んでいる場合、当該事業の実績について記載してください。
これらに該当しない関係会社の事業の実績については、記載を要しません。
- ・ 「4. 役員の経歴」関係
人的体制として、役員に、電気通信番号使用計画の認定事業者での電気通信設備の管理に関する業務のうち、① 電気通信番号を使用した電気通信役務に係る電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務、② ①の業務を監督する業務のいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験を有する者がいる場合には、その役員の経歴について記載してください。
これに該当しない役員の経歴については、記載を要しません。
- ・ 「5. 事業の開始のため必要となる設備資金及び運転資金の額並びにその調達方法及び返済計画」関係
設備資金について、具体的な設備ごとに主要な事項を記載してください。細かな事項については、「その他」としてまとめることも可能です。
運転資金について、人件費、通信費等ごとに主要な事項を記載してください。細かな事項については、「その他」としてまとめることも可能です。
調達方法については、自己資金、銀行融資等の方法ごとに主要な事項を記載してください。
- ・ 「6. 事業開始年月日以降5年間の收支見込み」関係
事業開始年月日が含まれる事業年度を1年目とし、以降5年間の收支見込みについて、適宜表を追加して記載してください。
備考欄には、算出の根拠その他参考事項となる事項（申請に係る電気通信番号を使用した電気通信役務の料金や契約者数等の見込みを含みます。）について記載してください。

4. 電気通信番号使用状況の報告について

「手引き4 利用者設備識別番号の指定を受けた事業者による報告に関する手引き」を参照ください。

5-1. 電気通信番号使用計画の変更について

認定を受けた電気通信番号使用計画を変更しようとするときは、変更しようとする電気通信番号使用計画について、あらかじめ総務大臣の認定を受ける必要があります。

○ 必要書類

- ① 電気通信番号使用計画の変更認定申請書(電気通信番号規則 様式第5-3)
- ② 電気通信番号使用計画(電気通信番号規則 様式第2^{*}(第1～第4))
※変更のある番号種別のものに限る。
- ③ 誓約書(電気通信番号規則 様式第3)
- ④ 添付書類(下記のいずれかに該当する場合。)
 - a. 法人又は団体である場合
役員の名簿及び住民票(本籍の記載のあるものに限る。)の写し等
※変更のある場合に限る。
 - b. 個人である場合
住民票(本籍の記載のあるものに限る。)の写し等
※変更のある場合に限る。
 - c. 新規の電気通信番号の指定を伴う場合
利用者設備識別番号の数及びその算定の根拠(⇒参考5)を記載した書類
 - d. 新規の電気通信番号の指定を伴う場合であり、特定の電気通信番号の指定を希望する場合
希望する特定の電気通信番号及びその理由を記載した書類

5-2. 電気通信番号使用計画の軽微な変更について

認定を受けた電気通信番号使用計画の変更が下記の軽微な変更に該当する場合は、変更後遅滞なく総務大臣に届け出る必要があります。

(1) 必要書類

- ① 電気通信番号使用計画の変更届出書(電気通信番号規則 様式第6-4)
- ② 電気通信番号使用計画(電気通信番号規則 様式第2^{*}(第1～第4))
※変更のある番号種別のものに限る。

(2) 軽微な変更

- ① 指定を受けている電気通信番号の数の減少
- ② 電気通信役務の提供の開始日の繰上げ
- ③ 卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者名の追加又は削除
- ④ 電気通信番号の使用に関する条件を確保するため、他の電気通信事業者と取決めをしている場合における、当該取決めをしている他の電気通信事業者の数の増加又は減少
- ⑤ 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項の変更のうち、

総合品質の変更（劣化させることとなる場合を除く。）

⑤⑥ 付加的役務識別番号を使用して電気通信役務の内容を識別している場合であって、4桁目以降によりその識別する電気通信役務の内容を細分化しているときにおける当該細分している事項の変更

6. 電気通信番号を使用しなくなった旨の届出について

電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者が、電気通信番号を使用しない電気通信事業者となったときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出る必要があります。

○必要書類

- ・ 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出書
(電気通信番号規則 様式第7-5)
 - ・ [電気通信番号使用計画認定証](#)、[電気通信番号使用計画変更認定証](#)
(※返納してください。)
-

電気通信番号使用計画の作成に関する手引き

本解説は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第50条の2第1項に基づく電気通信番号使用計画の作成に資することを目的に、参考となり得る情報を記載したもので、このため、必要に応じ、本手引きは修正・追加を行います。

1は、電気通信番号使用計画の作成に当たっての全般的留意事項を、

2は、自ら利用者設備識別番号の指定を受けて使用する場合の電気通信番号使用計画（様式第2第1）の作成に当たっての留意事項を、

3は、自ら事業者設備等識別番号の指定を受けて使用する場合の電気通信番号使用計画（様式第2第3）の作成に当たっての留意事項を、

4は、自らは利用者設備識別番号の指定を受けないで使用する場合の電気通信番号使用計画（様式第2第2）及び自らは事業者設備等識別番号の指定を受けないで使用する場合の電気通信番号使用計画（様式第2第4）の作成に当たっての留意事項を、

それぞれ記述しています。

なお、本解説は、電気通信事業法等電気通信番号関係法令等やその解釈に何ら変更を加えるものではありません。

1. 全般的留意事項

（1）内容に関する留意点

○ 記載事項に実質的な変更が生じた場合には、電気通信番号使用計画の変更認定が必要となります。そのため、記載内容の変更が生じる可能性がある場合は、変更が生じる際に変更認定を受けることとするのか、今後記載の変更が生じることを含めて認定を受けるのかについて、留意して記載してください。

※ 例えば、「Aを実施予定」と記載した場合、Aを実施する場合には変更認定は不要ですが、Aを実施しないことが決定した場合には変更認定が必要です。

※ 実施予定であるのか否かが不明確であるような記載（例：Aを実施することが考えられます）はし行ねないでください。

※ 例えば、接続先の電気通信事業者名を記載した場合や、電気通信事業者が社名変更や事業承継等をした場合には変更認定は不要ですが、接続先が増減する場合などには変更認定が必要です。

（2）形式に関する留意点

○ 使用する用紙は、日本産業規格A4列4番の用紙としてください。

○ 記載事項の一部を別紙とする場合には、別紙の右上に「別紙X」と番号を振り、明確となるようにしてください。

※ 別紙が1つだけの場合は、単に「別紙」としてください。

2. 利用者設備識別番号に係る記載に関する留意点(様式第2第1関係)

(1) 電気通信番号の使用に関する事項

- 次の例のように記載してください。

<記載例>

電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守します。

電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含みます。）をその種別に応じ適切に使用します。

(2) 付番をしようとする利用者設備識別番号

- 利用者設備識別番号の種別及び数を記載してください。総務省からの指定を希望する個別の電気通信番号や、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する個別の電気通信番号については、記載しないでください。
 - ※ 番号の数は指定単位数（⇒参考1例：固定電話番号＝1万番号）の整数倍で記載してください。
 - ※ 固定電話番号を使用する場合は、番号区画ごとの数を記載してください。
 - ※ 付加的役務電話番号のうち着信課金機能については、0120番号と0800番号に分けて数をそれぞれ記載してください。
- 新規の電気通信番号の指定を伴う場合は、添付書類として、指定する電気通信番号の数の算定根拠を提出してください。（⇒参考5）
- 特定の電気通信番号の指定を希望する場合は、希望する電気通信番号及びその理由を添付書類として提出してください。
 - ※ 特定の電気通信番号の指定の希望は、事業承継の場合や、[電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号）による改正電気通信事業法の改正の施行日（令和元年5月22日。以下「令和元年改正電気通信事業法施行日」といいます。）](#)以前に総務大臣から電気通信番号の指定を受けている電気通信事業者が、新制度において引き続き同じ電気通信番号の指定を希望する場合等に認められるものです。通常は、申請者が指定される電気通信番号を選択することはできません。
 - ※ 上記2種の添付書類には様式の指定はありません。内容をまとめて一つの文書として作成することも可能です。
 - ※ [令和元年改正電気通信事業法施行日](#)以前に総務大臣から電気通信番号の指定を受けている電気通信事業者が、[改正後の新制度](#)において引き続き同じ電気通信番号の指定を希望する場合には、IMSIを除く全ての利用者設備識別番号について、前記の添付書類内への追記又は別葉を作成することにより、指定単位ごとに電気通信番号が現に使用されている数（使用数）を明らかにしてください。
- この場合において、以下の点について留意してください。
 - ⇒使用数の把握に相当の時間を要する場合には、使用数を確認中である旨記載してください。
 - ⇒電気通信番号使用計画の認定の申請時に使用がない指定単位（以下「使用数「0」の指定単位」といいます。）について継続して指定を必要とする場合には、その合理的な必要性を記載してください。
 - ・[OAB-J番号について](#)、同一の番号区画内に2以上の指定単位の指定を受けている場合であって、需要の見込み（⇒参考5）に基づく指定単位数が希望する指定単位数を下回る場合には、原則として使用数「0」の指定単位の指定を受けることができません。
 - ・[OAB-J及びIMSIを除く利用者設備識別番号について](#)、同一の番号種別で2以上の指定単位の指定を受けている場合であって、需要の見込み（⇒参考5）に基づく指定単位数が希望する指定単位数を下回る場合には、原則として使用数「0」の指定単位の指定を受けることができません。
- FMC電話番号を使用する場合は、組み合わせる利用者設備識別番号の種別及び当該利用者設備識別番号の指定を受けた者の氏名又は名称を記載してください。
 - ※ 音声伝送携帯電話番号又は特定IP電話番号をFMC電話番号として使用する場合も同様です。
- 特定接続電話番号(091CDE)の場合はプレフィックスを除いた桁数を記載してください。

(3) 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容

- 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容を具体的に記載してください。

※ 次に掲げるような定型的なサービスについては、特殊な使用方法をしていない限り、そのサービス名称を記載するのみで構いません。

(例)

- ・固定電話番号：加入電話、IP電話、公衆電話
- ・付加的役務電話番号：着信課金機能、統一番号機能

⇒付加的役務電話番号を取扱うこととなる電気通信役務を併せて記載してください。

- ・音声伝送携帯電話番号：音声通話、SMS、データ通信
- ・特定IP電話番号：IP電話

※ 個別の判断が難しい場合は、電気通信事業の登録又は届出時に提出した電気通信事業法施行規則様式第4を参考に、計画の認定を受けようとする種別の電気通信番号を使用する役務を記載してください。

※ 国内ローミングを行う場合には、その旨と接続先を記載してください。

○ 固定電話番号の場合は、電話転送役務の提供の有無も記載してください。提供する場合は、提供対象（法人・個人の別）及び転送種別（着信転送・発信転送の別）を併せて記載してください。

※ 着信転送・発信転送は電気通信番号計画 第1 1 (1) 口及びハに定義されています。

○ 電気通信役務の提供区域を記載してください。

※ 原則として都道府県単位で記載し、特に提供区域を制限していない場合は「全国」としてください。

※ 固定電話番号については、提供する番号区画を記載してください。

○ 電気通信役務の提供の開始の日を記載してください。固定電話番号については、番号区画ごとに記載してください。

○ 卸電気通信役務の提供の有無とその概要について記載してください。

※ 電気通信番号を使用する卸電気通信役務の提供を行う場合、「5 付番に関する事項」及び「6 利用者設備識別番号の管理に関する事項」欄についても、当該卸電気通信役務に関し記載してください。

※ 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務について複数の種類の電気通信役務がある場合には、どの電気通信役務について卸電気通信役務の提供を行うのか特定してください。

※ 利用者契約において明示的に電気通信業務用利用を禁じている場合、その旨を記載してください。

※ 卸電気通信役務の概要については、提供する卸電気通信役務の内容に加え、提供の形態が分かるように、次のような類型を併せて記載してください。

①① 卸電気通信役務の提供であることを特定しないで提供する形態

（例：契約相手方がユーザ契約と区別されない卸電気通信役務の提供）

② 卸電気通信役務の提供であることを特定して提供する形態

ア）卸元事業者において、電気通信番号と識別する利用者設備の対応づけを行う形態

イ）卸元事業者においては、電気通信番号と識別する利用者設備の対応づけを行わない形態

⇒この形態で提供する場合、卸先事業者名を記載した文書を、電気通信番号使用計画とは別に、参考情報として提出してください。

※ 提供する卸電気通信役務の再販の禁止又は制限をしている場合は、その旨も記載してください。

（4）電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図

○ 電気通信設備の構成図（参考2）を記載し、必要に応じて説明を付記してください。

※ 利用者設備識別番号は、端末設備等（及び端末系伝送路設備）を識別するための電気通信番号ですので、識別する端末設備等が明確になるように記載してください。識別する端末設備等は、わかりやすい図で表す等、紛れがないようにしてください。

※ 電気通信番号の種別ごとに、電気通信番号の識別、認証、管理等を行う設備が含まれるように記載してください。また、当該設備の設置場所及び設置の態様（当該設備の支配・管理の方法等）を市区町村単位で記載してください。設置場所については、原則は市区町村単位での記載とし、それが困難な場合には、設置場所の概要を記載してください。

※ 卸電気通信役務を提供する場合であって、卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」といいます。）がこれらの設備を別途設置する場合においては、構成図を別途作成する等してその旨が明らかになるようにしてください。

○ 電気通信番号が使用される経路（ダイヤルしてから接続されるまでの呼の流れ）が明確となるように記載してください。

○ 電気通信番号の使用の条件として特定の設備の「設置」が求められる場合には、その設

置されている設備を明確にするとともに、設置場所及び設置の態様（当該設備の支配・管理の方法等）を市区町村単位で記載してください。

※ 設置場所については、原則は市区町村単位での記載とし、それが困難な場合には、設置場所の概要を記載してください。

※ 複数の場所に設置している場合は、原則として設置場所をそれぞれ記載してください。

※ 例えば役務提供範囲が全国であるような場合であって、事実に相違なく説明ができるとき場合には、代表的な場所を数箇所記載した上で、定性的な記述（例：各都道府県庁所在地に設置 等）とすることも可能です。

○ 電気通信番号の使用の条件として「接続」が求められる場合には、その接続の構成を明確にしてください。

○ 自らの網と利用者との間の分界点、及び自らの網と他の電気通信事業者の網との間の分界点について、それぞれ「○」などの記号を付して明確となるようにしてください。

※ [利用者との間の分界点] と [他電気通信事業者網との間の分界点] との間が、その電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の範囲となるように記載してください。

※ [利用者との間の分界点] (UNI) は、通常、利用者宅内です。

※ [他の電気通信事業者の網との間の分界点] (NNI) は、通常、相互接続点です。

※ 自らの音声伝送役務のためにアクセス回線（データ伝送役務）を他社から調達しているような場合、通常、当該アクセス回線は自社の音声伝送役務の範囲内となります。（利用者宅との間の分界点（UNI）と他の電気通信事業者網との分界点（NNI）との間に当該他社のアクセス回線が含まれます。）

（5）付番に関する事項

○ 利用者設備識別番号の付番の順序について具体的に記載してください。その際、サブブロック化を行いサブブロックごとに昇順に使用していくことにより未使用の番号を可能な限り連續化する措置を講じている等、効率的な使用を図っていることがわかるようにしてください。

※ サブブロック化する場合には、サブブロックの大きさ、サブブロック単位での電気通信番号の付番の方針（サブブロック単位では原則的に昇順利用等）、サブブロック内での電気通信番号の付番の方針（サブブロック内ではランダム利用等）について記載してください。

※ サブブロックの大きさは、指定される電気通信番号単位未満となります。

※ サブブロック化しない場合には、サブブロック化できない理由を記載するとともに、単純昇順での使用など、未使用の番号を可能な限り連續化するための方法について詳細に記載してください。

※ 特に、指定を受けた電気通信番号全体をランダムに使用することは、特別な理由がない限りは避けるようにしてください。

○ 利用者設備識別番号の再利用の有無について記載してください。

※ 再利用しない場合には、その理由を記載してください。ただし、IMSIについてはこの限りではありません。

○ 利用者設備識別番号を再利用している場合は、解約保留期間を記載してください。

○ 卸電気通信役務を提供する場合には、当該卸電気通信役務の提供における付番の方法を詳細に記載してください。

※ 卸先事業者に提供する卸電気通信役務ごとに電気通信番号の付番を行っている場合にはその旨を、それ以外の場合にはその詳細を記載してください。

（6）利用者設備識別番号の管理に関する事項

○ 利用者設備識別番号の管理方法について、状態遷移図（参考3）を利用し、どのような管理状態があり、かつ、どのような場合に状態が変化するかについて記載してください。

※ 管理状態としては、例えば、使用中・未使用・解約保留中・番号ポータビリティ中が考えられますが、自らの番号管理システムに則して記載してください。

※ 解約保留期間がある場合には、当該期間中の状態が明確となるように記載してください。

※ 番号ポータビリティを実施している場合には、次に掲げる場合における番号管理について明確となるように記載してください。

・自らが指定を受けた電気通信番号のポートアウト（ポートアウト後にポートインする場合を含む。）

・他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号のポートイン（ポートイン後にポートアウトする場合を

含む。)

・エージング期間を自社で確保するのか、他の電気通信事業者で確保するのかが明確になるようにしてください。

※ 「5 付番に関する事項」に記載した事項と整合のとれた記載としてください。

※ 番号ポータビリティを実施しない場合には、その旨を明記してください。

- 「3 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容」の記載事項において、卸電気通信役務の提供を行うとした場合は、卸先事業者に対する利用者設備識別番号の管理办法を記載してください。

※ 3において記載した卸電気通信役務の類型ごとに、卸電気通信役務の提供を行う場合の電気通信番号の使用状態の把握、卸電気通信役務の提供を受ける者に対する監督方法について詳細に記載してください。

※ 3において、利用者契約において明示的に電気通信業務用利用を禁じている旨を記載した場合には、本内容への言及は不要です。

<記載例>※あくまでも記載例ですので、実態に則して詳細に記載してください。

○ 卸電気通信役務の提供であることを特定しないで提供する形態（参考）

~~卸電気通信役務の提供、利用者への電気通信役務の提供の別に問わらず、当社システムにおいて一律に電気通信番号の使用状態を把握し、管理を行います。契約・システム上、卸電気通信役務の提供の有無は把握していません。~~

~~⇒3において、利用者契約において明示的に電気通信業務用利用を禁じている旨を記載した場合には、本内容への言及は不要です。~~

○ 卸電気通信役務の提供であることを特定して提供する形態

~~（自ら（卸電気通信役務を提供する電気通信事業者（卸元事業者））が電気通信番号と識別する利用者設備の対応づけを行う形態）~~

~~卸電気通信役務の提供において電気通信番号を使用する場合も、利用者への電気通信役務の提供の場合と同様に当社システムにおいて電気通信番号の使用状態を把握し、管理を行います。~~

○ 卸電気通信役務の提供であることを特定して提供する形態

~~（自ら（卸元事業者）が電気通信番号と識別する利用者設備の対応づけを行わない形態）~~

~~卸電気通信役務の提供において電気通信番号を使用する場合は、当社システムにおいて「卸提供中」として管理し、卸先事業者において独立した管理を行います。~~

~~ただし、卸先事業者において当社が定める方法以外で電気通信番号を使用することができないよう、卸電気通信役務の提供の契約にその旨を明記し、当社の責任において使用させます。~~

（7）電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項

- 電気通信番号の種別ごとに、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第3に規定する「電気通信番号の使用に関する条件」を全て確保しているか記載してください。

- 電気通信番号の使用に関する条件として特定の設備の「設置」が求められる場合には、「4 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図」においてその設置されている設備を明確にした上で、設置場所及び設置の態様（当該設備の支配・管理の方法等）を市区町村単位で記載してください。((4) 3番目の○の再掲)

※ 設置場所については、原則は市区町村単位での記載とし、それが困難な場合には、設置場所の概要を記載してください。

- 網間信号接続について、直接接続しているか他の電気通信事業者の網を介して接続しているかを明確にしてください。

※ 直接接続している場合は「直接」という文言を記載してください。

※ 他の電気通信事業者の網を介して接続している場合は、当該電気通信事業者の名称を明確にしてください。

※ 接続先（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社）についても記載してください。

※ 固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号については、令和7年2月以降の予定についても記載してください。

※ データ伝送携帯電話番号については、第一種指定電気通信設備と呼の接続を行わないことを明らかにしてください。

- 固定電話番号については、固定電話番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置については、固定電話番号を地理的識別地域に応じて付番する仕組み及び付番した固定電話番号をそれに対応する地理的識別地域以外で利用されないことを担保する仕組みを記載してください。

- 固定電話番号により電話転送役務を提供している場合は、「固定電話番号を使用する電話転送役務に関する解説」についても参照してください。

「総務大臣が特に認める場合」の適用について

- 「総務大臣が特に認める場合」の適用を受けようとする場合には、その理由及び代替策等を記載し、明示的にその適用を受けるようにしてください。
※ 「総務大臣が特に認める場合」については、適用を行った場合は認定の条件にその旨が付記されます。付記が無い場合は「総務大臣が特に認める場合」が適用されておらず、原則どおりとなります。
- 緊急通報を行うことが可能であることが電気通信番号の使用の条件とされる固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号について、提供する電気通信役務及び提供区域の一部でも緊急通報を利用できない場合は、「総務大臣が特に認める場合」の適用を受ける必要があります。
※ 緊急通報を利用できない対象と理由、代替方策、利用者への周知方法等について記載してください。
※ 制限無く利用可能な場合は、「緊急通報を可能とするため、電気通信役務の提供区域内の全ての緊急通報受理機関と接続します。」などと記載してください。
- 網間信号接続が電気通信番号の使用の条件とされる電気通信番号の種別について、第一種指定電気通信設備と接続していない場合（[非IP接続時](#)）、又は網間信号接続対象事業者の全てとは接続していない場合（[IP接続時](#)）は、「総務大臣が特に認める場合」の適用を受ける必要があります。

（8）その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項

- 記載事項がない場合は「なし」と記載し、項目は省略しないでください。
- I M S I の指定を希望する場合は、I T U – Tへの通知に使用するため、社名の英語表記について記載してください。

3. 事業者設備等識別番号に係る記載に関する留意点(様式第2 第3関係)

(1) 電気通信番号の使用に関する事項

- 次の例のように記載してください。

<記載例>

電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守します。

電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含みます。）をその種別に応じ適切に使用します。

(2) 使用しようとする事業者設備等識別番号

- 事業者設備等識別番号の種別及び数を記載してください。総務省からの指定を希望する個別の電気通信番号や、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する個別の電気通信番号については、記載する必要はありません。

※ 下記3以降で具体的な番号を使用して説明することは可能ですが、本項目では数のみを記載してください。

※ 付加的役務識別番号は、「1 X Y番号利用指針」(参考4)に記載する1から始まる3桁の番号のほか、サービス内容の細分化のために4桁以上の番号を使用する場合にも、総務大臣からの指定を受ける必要があります。

- データ通信設備識別番号の場合は桁数を、メッセージ交換設備識別番号を使用する場合はオクテット数も記載してください。

- 特定の電気通信番号の指定を希望する場合は、希望する電気通信番号及びその理由を添付書類として提出してください。

※ 特定の電気通信番号の指定の希望は、事業承継の場合や、[令和元年](#)改正電気通信事業法施行日（令和元年5月22日）以前に総務大臣から電気通信番号の指定を受けている電気通信事業者が、[新改正後の](#)制度において引き続き同じ電気通信番号の指定を希望する場合等に限り認められるものです。通常は、申請者が指定される電気通信番号を選択することはできません。

※ 上記にかかわらず、付加的役務識別番号については、指定を希望する電気通信番号を明らかにした文書を添付書類として提出してください。

(3) 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容

- 電気通信役務の内容とその提供区域について、以下のA～Cに従って記載してください。

- 電気通信役務の提供の開始の日を記載してください。電気通信番号ごとに異なる場合は、電気通信番号ごとに記載してください。

※ 緊急通報番号の場合は、「緊急通報の取扱いを開始した日」を、「電気通信役務の提供の開始の日」としてください。

- 卸電気通信役務の提供の有無とその概要について記載してください。

※ ここでいう卸電気通信役務は、その提供先が「電気通信番号」を使用するものを指します。そのため、例えば、国際信号局識別番号を国際通信等で使用する場合に、その国際通信等を卸電気通信役務として提供するときであっても、通常、その提供先は国際信号局識別番号を（直接に）使用するわけではないため、電気通信番号使用計画においては、卸電気通信役務の提供は行われていないという扱いとなります。

※ 付加的役務識別番号／緊急通報番号における「卸電気通信役務」には、

① 電気通信番号を用いる卸電気通信役務（基本卸電気通信役務）と併せて付加的役務識別番号／緊急通報番号を用いる卸電気通信役務を提供するもの

（例：固定電話番号を使用する光IP電話の卸電気通信役務の提供と併せて、110、119等を疎通する場合）

② 付加的役務識別番号／緊急通報番号を用いる卸電気通信役務のみを提供するもの

（例：110、119等のみを疎通する卸電気通信役務のみを提供する場合）

があることに注意してください。

- 基本卸電気通信役務の提供を行っている場合には、一般的には付加的役務識別番号／緊急通報番号を用いる卸電気通信役務の提供も併せて行っていることとなります（上記①）。何らかの手段により意図的に付加的役務識別番号／緊急通報番号を用いる卸電気通信役務の提供を行わない場合には、その旨を明記してください。
- 上記②の形態による卸電気通信役務の提供を行わない場合には、「付加的役務識別番号／緊急通報番号を用いる卸電気通信役務のみでの卸電気通信役務の提供は行いません。」等と明記してください。
- ※ 00XY又は0091XYに続く数桁の番号を卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）ごとに割り振って提供を行う卸電気通信役務については、その概要も記載してください。

A 事業者設備識別番号

- 事業者設備識別番号を使用して提供する電気通信役務を記載してください。
- ※ 「国内通信サービス」又は「国際通信サービス」の区別をしてください。
- ※ マイラインを提供している場合はその旨を記載してください。マイライン以外の場合は、着信課金等のサービス内容をその概要が分かるように記載してください。
- ※ 複数の事業者設備識別番号を使用する場合は、それぞれの区別が明確となるように記載してください。
- ※ 提供する卸電気通信役務の再卸の禁止又は制限をしている場合は、その旨を明記してください。
- マイライン以外のサービスを提供している場合や、00XYの後に数桁の番号を加えてサービス種別を区分している場合は、具体的な電気通信番号の使用方法を記載してください。
- ※ 00XYを使用した電気通信役務において、具体的にどのようなダイヤル手順（例：00XY-ab-電話番号）があるのかわかるように記載してください。
- ※ 00XY又は0091XYに続く数桁の番号を卸先事業者ごとに割り振って卸電気通信役務の提供を行う場合は、卸先電気通信事業者名を記載した文書を、電気通信番号使用計画とは別に、参考情報として提出してください。また、卸電気通信役務の再販の禁止又は制限をしている場合は、その旨を電気通信番号使用計画内に記載してください。
- 電気通信役務の内容に併せて電気通信役務の提供区域を記載してください。
- ※ 提供区域の記載は、特に制限していない場合は「全国」としてください。

B 付加的役務識別番号／緊急通報番号

- 識別される電気通信役務として次の例のように記載してください。
- ※ 付加的役務識別番号の場合は、電気通信番号計画別表第3に個別に掲げる機能の名称を記載し、又はその機能の具体的な内容がわかるように記載してください。
- <記載例（付加的役務識別番号）>
- ・時報機能
 - ・発信電話番号非通知機能
 - ・発信電話番号通知機能
- <記載例（緊急通報番号）>
- 警察機関、海上保安機関及び消防機関への緊急通報を行う機能
- 付加的役務識別番号又は緊急通報番号を取り扱うこととなる電気通信役務（基本電気通信役務）を併せて記載してください。
- ※ 特に緊急通報番号の場合は、「加入電話」、「中継電話」、「固定電話番号を使用するIP電話」、「公衆電話」、「携帯電話」等の別が明確となるように記載してください。このとき、一の電気通信役務の一部だけ付加的役務識別番号又は緊急通報番号を併せて用いる場合（例えば、法人・個人の別で異なる場合など）には、提供する形態と提供しない形態が明確となるように記載してください。
- 電気通信役務の内容に併せて電気通信役務の提供区域を記載してください。
- ※ 原則として都道府県単位で記載し、特に提供区域を制限していない場合は「全国」としてください。
- ※ 基本電気通信役務の提供範囲と同じである場合には「固定電話番号を使用して提供する電気通信役務の提供区域と同一」等と記載してください。提供範囲が異なる場合には、その理由を明示してください。

C A・B以外の事業者設備等識別番号

- 事業者設備等識別番号を使用することが必要となる理由が明確となるように、当該事業者設備等識別番号を使用して提供する電気通信役務を具体的に記載してください。
- 電気通信役務の提供区域を記載してください。
- ※ 原則として都道府県単位で記載し、特に提供区域を制限していない場合は「全国」としてください。
- ※ 國際信号局識別番号を国際ローミングの用途として使用する場合は、提供区域を記載する必要はありません

ん。

(4) 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図

- 電気通信設備の構成図を記載し、必要に応じて説明を記載してください。
 - ※ 事業者設備識別番号の場合は、識別する電気通信設備の範囲が明確となるように付記してください。
 - ※ 複数の事業者設備識別番号を使用する場合は、電気通信番号ごとの違いが明確となるように記載してください。
 - ※ 緊急通報番号の場合は、「優先呼取扱」、「発信者番号通知」、「位置情報通知」、「回線保留・逆信」、「自動呼返」等の機能の有無についても記載してください。
 - ※ 国際信号局識別番号、データ通信設備識別番号又はメッセージ交換設備識別番号の場合は、識別する電気通信設備（電気通信番号計画第4に定める信号用伝送装置、データ通信設備又は電子メール通信網）が明確となるように記載してください。
- 電気通信番号が使用される経路（ダイヤルしてから接続されるまでの呼の流れ）が明確となるように記載してください。
- 電気通信番号の使用の条件として特定の設備の「設置」が求められる場合には、その設置されている設備を明確にするとともに、設置場所及び設置の態様（当該設備の支配・管理の方法等）を市区町村単位でを記載してください。
※ 設置場所については、原則は市区町村単位での記載とし、それが困難な場合には、設置場所の概要を記載してください。
- 電気通信番号の使用の条件として「接続」が求められる場合には、その接続の構成を明確にしてください。
- 自らの網と利用者との間の分界点、及び自らの網と他の電気通信事業者の網との間の分界点について、それぞれ「○」などの記号を付して明確となるようにしてください。

(5) 事業者設備等識別番号の管理に関する事項

- 設備構成図中のどの設備で番号を管理しているか記載してください。
- 「3 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容」の記載事項において、卸電気通信役務の提供を行うとした場合は、卸先事業者に対する事業者設備等識別番号の管理方法を記載してください。
＜記載例＞
 - 電気通信番号を用いる卸電気通信役務（基本卸電気通信役務）と併せて付加的役務識別番号／緊急通報番号を用いる卸電気通信役務を提供するもの
卸電気通信役務の提供、利用者への電気通信役務の提供の別に関わらず、当社システムにおいて一律に管理を行います。
 - 00XY又は0091XYに続く数桁の番号を卸先事業者ごとに割り振って卸電気通信役務の提供を行うもの
当社システムにおいて「卸提供中」として管理し、卸先事業者において独立した管理を行います。
ただし、卸先事業者において当社が定める方法以外で電気通信番号を使用するがないよう、卸電気通信役務の提供の契約にその旨を明記し、当社の責任において使用させます。

(6) 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項

- 電気通信番号計画第4に規定する「電気通信番号の使用に関する条件」を全て確保しているか、確保の手段・方法を明らかにして記載してください。その際には特に以下のAからC-Dについて明らかとなるように記載してください。
- 電気通信番号の使用の条件として特定の設備の「設置」が求められる場合には、「4 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図」においてその設置されている設備を明確にした上で、設置場所及び設置の態様（当該設備の支配・管理の方法等）を市区町村単位で記載してください。((4) 3番目の○の再掲)

※ 設置場所については、原則は市区町村単位での記載とし、それが困難な場合には、設置場所の概要を記載してください。

- 電気通信番号の使用の条件として網間信号接続以外の「接続」が規定されている場合には、接続先を記載してください。また、当該接続先との接続について、4の設備構成図において読み取れるようにしてください。

A 事業者設備識別番号

- 網間信号接続について、直接接続しているか他の電気通信事業者の網を介して接続しているかを明確にしてください。【条件1関係】

※ 直接接続している場合は「直接」という文言を記載してください。

※ 他の電気通信事業者の網を介して接続している場合は、当該電気通信事業者の名称を明確にしてください。

- 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）に基づいて複数の事業者設備識別番号（00XY）の指定を受けており、引き続き複数の事業者設備識別番号の指定を受けることを希望する場合は、電気通信番号計画附則第2項の適用を受けることを希望する旨とその理由を記載してください。【条件3関係】

B 付加的役務識別番号

- 網間信号接続について、直接接続しているか他の電気通信事業者の網を介して接続しているかを明確にしてください。【条件2関係】

※ 直接接続している場合は「直接」という文言を記載してください。

※ 他の電気通信事業者の網を介して接続している場合は、当該電気通信事業者の名称を明確にしてください。

B-C 緊急通報番号

- 接続拠点単位で接続の状況を記載してください。【条件1関係】

※ 接続拠点は、全国の場合、警察機関が52拠点、海上保安機関が11管区、消防機関が728本部及び29町村です。
(2018年度末現在)

※ 接続の状況は、次のように記載してください。

接続を実施済である場合：「接続済」

接続を実施予定である場合：「令和X年X月X日までに接続」

※ 「令和X年X月X日までに接続」と記載した当該期限までに接続ができない場合、予め変更認定を受ける必要があることに留意してください。

※ 接続拠点の名称変更や合併・分割等により変更がある場合であっても、実質的な接続先が変わらない限りにおいて、変更認定を受ける必要はありません。

- 指定を受けている利用者設備識別番号（IMSを除く。）について、その電気通信番号の種別を記載してください。【条件2関係】

C-D 國際信号局識別番号

- 國際信号網により接続する海外の電気通信事業者名を明記してください。【条件2関係】

※ 接続先が多数存在する場合には、全てを列挙する必要はなく、代表的な事業者を数社記載することで足ります。

(7) その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項

- 記載事項がない場合は「なし」と記載し、項目は省略しないでください。
- 緊急通報番号の場合で、例えば、110及び119は使用するが118を使用しないなど、一部の緊急通報番号だけを使用するときは、その理由を具体的に記載してください。
- 國際信号局識別番号の指定を希望する場合は、ITU-Tへの通知に使用するため、社名の英語表記及び、國際信号局の英語名称について記載してください。
- 複数の國際信号局識別番号の指定を希望する場合にはその理由を記載してください。

その他全般的事項

- 複数の事業者設備等識別番号を使用する場合で、それぞれにより記載すべき内容が異なる場合には、その違いが明確となるように記載してください。

緊急通報番号（110/118/119）に係る電気通信番号使用計画の記載例

1 電気通信番号の使用に関する事項

電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守します。

電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含みます。）をその種別に応じ適切に使用します。

2 使用しようとする事業者設備等識別番号

緊急通報番号 3番号

3 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容

警察機関、海上保安機関及び消防機関への緊急通報を行う機能の提供に係る電気通信役務を次のとおり提供します。

- ・緊急通報を取扱うサービス：固定電話番号を使用する IP電話
- ・提供区域：東京都（23区内に限る。）
- ・提供開始日：令和平成XX年XX月XX日
- ・卸電気通信役務の提供：固定電話番号を使用する IP電話の卸電気通信役務の提供に併せて卸電気通信役務の提供を行います。また、緊急通報番号を使用する電気通信役務のみでの卸電気通信役務の提供は行いません。

4 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図

[記載例は省略]

5 事業者設備等識別番号の管理に関する事項

緊急通報番号は、構成図中のXXXXにてXXXXXXの方法により管理しています。

また、卸電気通信役務の提供を受ける者に対して、当社が定める方法以外で緊急通報を使用することができないよう、卸電気通信役務の提供の契約に明記しており、当社の責任において使用させることとします。

6 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項

当社は、東京都（23区内に限る。）を管轄する全ての警察機関、海上保安機関及び消防機関と接続しています。詳細は次のとおりです。

接続拠点	接続状況
警視庁（本部指令センター）	接続済
第三管区海上保安本部	接続済
東京消防庁	令和X年X月X日までに接続

当社は利用者設備識別番号として、固定電話番号の指定を受けています。

7 その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項

なし

4. 総務大臣から指定を受けない電気通信番号に係る電気通信番号使用計画に関する留意点（様式第2第2及び第4関係）

※各項目の記載に当たっての基本的な考え方は、自ら指定を受ける場合における電気通信番号使用計画と同様ですが、具体的な作成イメージについては、標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第7号）もご参照ください。

（1）電気通信番号の使用に関する事項

- 次の例のように記載してください。

＜記載例＞

電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守します。

電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含みます。）をその種別に応じ適切に使用します。

（2）電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容

- 自らの電気通信役務を提供するために提供を受けている卸電気通信役務について、その提供元である他の電気通信事業者（以下「卸元事業者」といいます。）の氏名又は名称、その卸電気通信役務の内容及びその卸電気通信役務の提供の形態を記載してください。

※ 複数の卸元事業者から卸電気通信役務の提供を受けている場合は、全ての卸電気通信役務について記載してください。

※ 提供を受ける卸電気通信役務の形態については、次の別を記載してください。

① 卸電気通信役務の提供であることを特定しないで提供する形態（例：ユーザ契約と区別されない卸電気通信役務の提供）

② 卸電気通信役務の提供であることを特定して提供する形態

- 利用者設備識別番号の場合

ア) 卸元事業者において、電気通信番号と識別する利用者設備の対応づけを行う形態

イ) 卸元事業者においては、電気通信番号と識別する利用者設備の対応づけを行わない形態

- 事業者設備等識別番号の場合

ア) 00XY又は0091XYに続く数桁の番号を卸先事業者ごとに割り振って提供を行う形態

イ) ア) 以外

- 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容が、卸元事業者から提供を受けている卸電気通信役務の全部又は一部と同一である場合にはその旨を、異なるものである場合には当該内容を記載してください。なお、「一部同一」とする場合は同一又は異なる範囲を明記してください。

※ 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容が卸元事業者から提供を受けている卸電気通信役務の全部と同一とは、利用者に対して、卸元事業者から提供を受けている卸電気通信役務をそのまま単純に再販している場合が、一部と同一とは、利用者に対して、卸元事業者が提供をしている卸電気通信役務の一部をそのまま単純に再販している場合（例えは、光IP電話サービスとそれに関する付加サービスを卸電気通信役務として提供している卸元事業者から、光IP電話サービスのみの提供を受け、それのみを利用者に提供しているような場合）が当たります。

- 自らが卸電気通信役務を提供するか否か、及び提供する場合にはその概要を記載してください。

※ 自らが提供する卸電気通信役務の概要については、「2. 利用者設備識別番号に係る記載に関する留意点（3）」又は「3. 事業者設備等識別番号に係る記載に関する留意点（3）」に記載する留意点を踏まえて記載してください。

（3）電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図

- 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容が卸元事業者から提供を受けている電気通信役務の全部又は一部と同一である場合（卸元事業者から提供を受けている卸電

気通信役務をそのまま単純に再販している場合 次に掲げる場合に該当しない場合には卸元事業者の電気通信設備の構成図の全部又は一部と同一であるとしてその旨を、該当するそれ以外の場合には電気通信設備の構成図を記載してください。

- ・電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容が卸元事業者から提供を受けている電気通信役務の全部又は一部と同一である場合に該当しない場合
- ・電気通信番号の使用の条件として特定の設備の「設置」が求められる番号種別において、卸元事業者が設置するものとは別に独自にその設備の設置を行う場合
- ・卸元事業者が提供していないネットワーク上の機能やサービスを提供するために、卸元事業者が設置するものとは別に独自に電気通信設備を設置する場合

※ 電気通信設備の構成図については、「2. 利用者設備識別番号に係る記載に関する留意点」(4) 又は「3. 事業者設備等識別番号に係る記載に関する留意点」(4) に記載する留意点を踏まえて記載してください。

(4) 電気通信番号の管理に関する事項

- 次に掲げる場合に該当しない場合には卸元事業者の電気通信番号の管理の方法と同一であるとしてその旨を、該当する場合には自らの電気通信番号の管理の方法を記載してください。
 - ・ 利用者設備識別番号について、卸元事業者において電気通信番号と識別する利用者設備の対応づけを行わない形態
 - ・ 事業者設備識別番号について00XY又は0091XYに続く数桁の番号を卸先事業者ごとに割り振って提供を行う形態
 - 自らの電気通信番号の管理の方法の記載を要する場合において、自らが卸電気通信役務を提供するときは、その卸先事業者の電気通信番号の管理方法も併せて記載してください。
- ※ 電気通信設備の管理に関する事項については、「2. 利用者設備識別番号に係る記載に関する留意点」(6) 又は「3. 事業者設備等識別番号に係る記載に関する留意点」(5) に記載する留意点を踏まえて記載してください。

(5) 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項

- 固定電話番号については緊急通報（電気通信番号計画第3の表の電気通信番号の使用に関する条件第1の1）、番号ポータビリティ（同第2）及び電話転送役務（同第1の2及び第4）に関する電気通信番号の使用に関する条件に関し、音声伝送携帯電話番号については緊急通報（同第1の1）及び番号ポータビリティ（同第2）に関し、卸元事業者と異なる電気通信番号の使用に関する条件を設定し、電気通信役務を提供する場合には、その内容を明記してください。
 - 固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号以外の電気通信番号の種別については、卸元事業者との契約の範囲内で利用する限り、卸元事業者と同一であるとしてその旨を記載してください。
- ※ 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項については、「2. 利用者設備識別番号に係る記載に関する留意点」(7) 又は「3. 事業者設備等識別番号に係る記載に関する留意点」(6) に記載する留意点を踏まえて記載してください。

(6) その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項

- 記載事項がない場合は「なし」と記載し、項目は省略しないでください。

電気通信番号の種別

- 電気通信番号使用計画の作成の単位となる利用者設備識別番号は次のとおりです。

電気通信番号の種別	電気通信番号の構成	指定単位数
固定電話番号	0 A B C D E F G H J	1万番号
付加的役務電話番号（着信課金機能）	0 1 2 0 D E F G H J 0 8 0 0 D E F G H J K	1,000番号 1万番号
付加的役務電話番号（特定者向けメッセージ蓄積・再生機能）	0 1 7 0 D E F G H J	1,000番号
付加的役務電話番号（大量呼受付機能）	0 1 8 0 D E F G H J	1,000番号
付加的役務電話番号（統一番号機能）	0 5 7 0 D E F G H J	1,000番号
付加的役務電話番号（情報料代理徴収機能）	0 9 9 0 D E F G H J	1,000番号
データ伝送携帯電話番号	0 2 0 0 D E F G H J K L M N 0 2 0 C D E F G H J K	10万番号
音声伝送携帯電話番号	0 6 0 C D E F G H J K 0 7 0 C D E F G H J K 0 8 0 C D E F G H J K 0 9 0 C D E F G H J K	10万番号
無線呼出番号	0 2 0 4 D E F G H J K	10万番号
特定IP電話番号	0 5 0 C D E F G H J K	1万番号
FMC電話番号	0 6 0 0 D E F G H J K	1万番号
特定接続電話番号	0 9 1 C D E … (13桁以下)	10^n番号
IMSI	4 4 0 D E … (15桁) 4 4 1 D E F … (15桁)	100億番号 10億番号

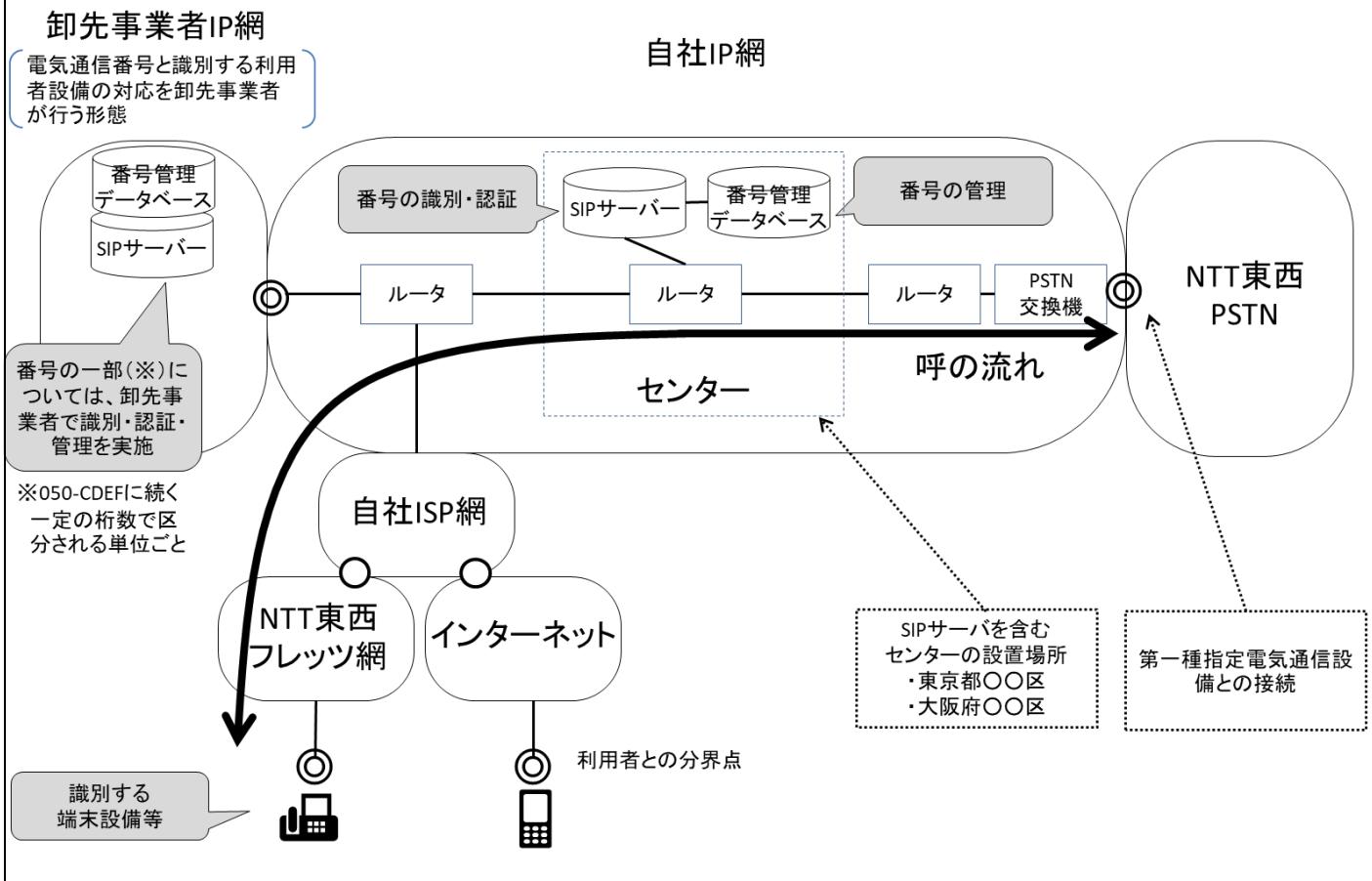
- 電気通信番号使用計画の作成の単位となる事業者設備等識別番号は次のとおりです。

電気通信番号の種別	電気通信番号の構成
事業者設備識別番号	0 0 X Y 0 0 2 Y Z 0 0 9 1 X Y
付加的役務識別番号	1 X Y
緊急通報番号	1 1 0 1 1 8 1 1 9
国際信号局識別番号	1 0 0 … (2進14桁)
データ通信設備識別番号	4 4 … (14桁以内)
メッセージ交換設備識別番号	2 ~ 16オクテットの符号

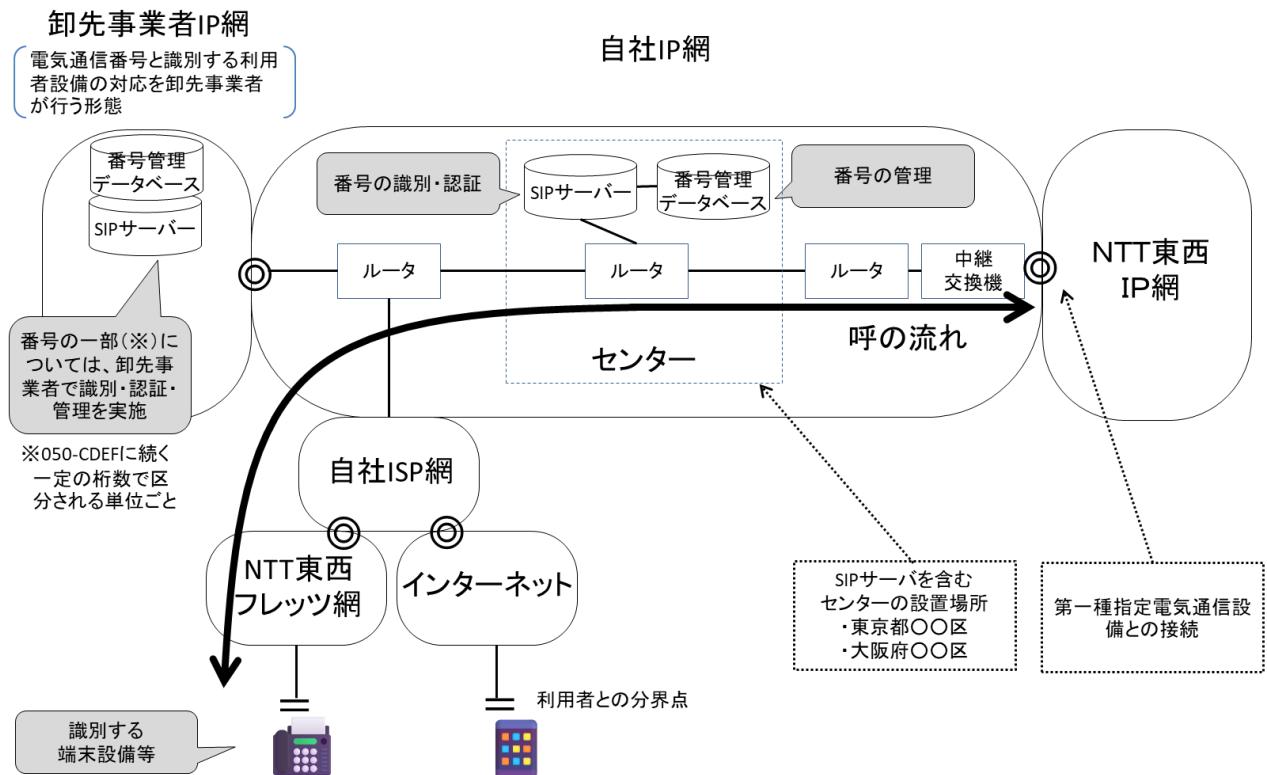
設備構成図作成例

※あくまでも作業補助のための一例ですので、本図を複製して使用することは厳に控えてください。
自社の提供サービス、設備構成に則して作成いただくようお願いいたします。

電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図(特定IP電話番号での例)



電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図(特定IP電話番号での例)

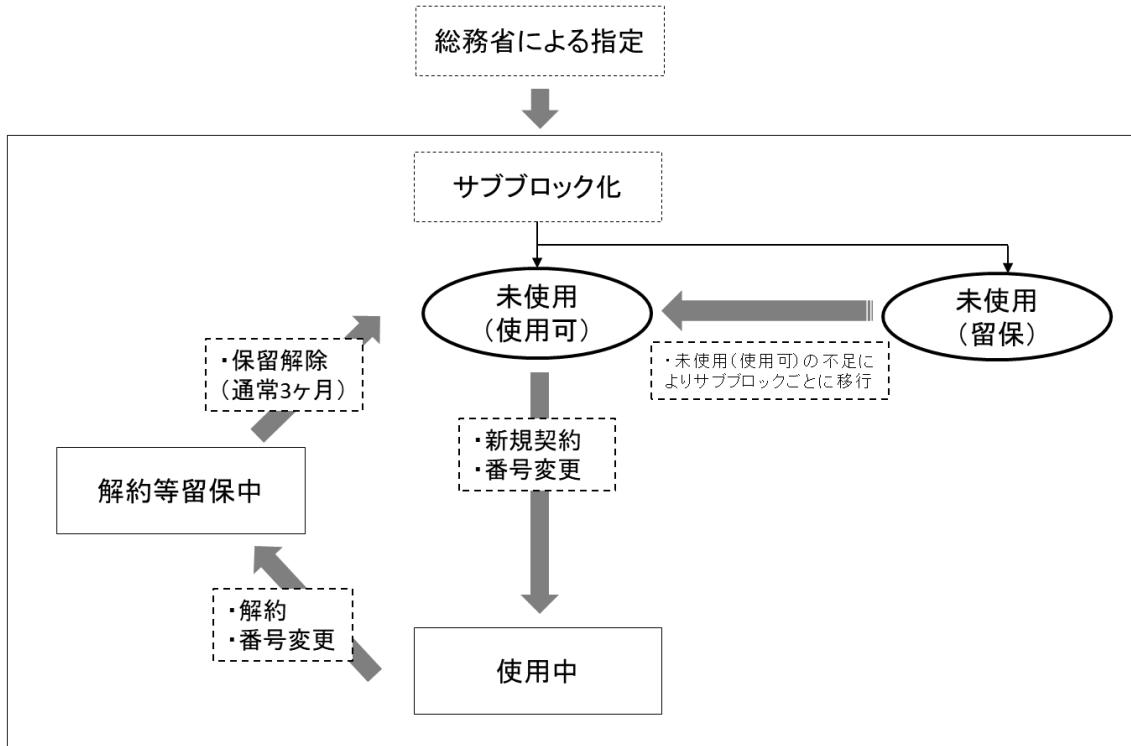


- 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の範囲が明確となるよう、アクセス回線を他の電気通信事業者から調達して提供するような場合には、当該アクセス回線と自社設備との接続点については、利用者との分界点と異なる記号で表してください。
(例図中の「○」は他者のアクセス回線との接続点を示し、「◎」は自社提供役務における利用者との分界点を示します)
- 呼の流れが明確になるよう、矢印などで書き入れてください。
- データ伝送携帯電話番号を除き、第一種指定電気通信設備との直接又は他者網（1者まで）を介しての接続が行われていることを明示してください。他者網を介する場合には、当該他者の名称を明記してください。

利用者設備識別番号の状態遷移図作成例

※あくまでも作業補助のための一例ですので、本図を複製して使用することは厳に控えてください。
自社における番号管理の実態に則して作成いただくようお願いいたします。

利用者設備識別番号の状態遷移図の例



※番号ポータビリティを行う場合は、ポートイン・アウトについても管理の流れが分かるように作成してください。

1XY番号利用指針

分類について

- A分類 ①緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途
 ②基本的な電気通信サービスの利用に当たって容易な認識が必要となる用途
 ③既に3桁の統一番号として広く認識がなされている用途
 ④事業者共通のプレフィックスとしての用途

B分類 A分類に準じるもの(加入者を直接収容する網で行われる処理(オペレータ・設備への接続)のための用途)

(平成27年3月18日現在)

番号	分類	利用方法
100	B	オペレータ経由呼接続
101		保 留
102	B	非常・緊急扱い通話
103		保 留
104	A	番号案内(他事業者の番号を含む総合的なサービス)
105		保 留
106	B	オペレータ経由呼接続
107		保 留
108	B	呼接続に関する付加的な処理
109		保 留
110	A	警察機関への緊急通報
111	B	試験
112	B	共同相互通話(注)
113	A	故障受付
114	B	話中調べ
115	A	電報受付
116	B	営業・料金案内
117	A	時報
118	A	海上保安機関への緊急通報
119	A	消防機関への緊急通報
120		保 留
121		保 留
122	A	固定優先接続の解除
123		保 留
124		保 留
125		保 留
126		保 留
127		保 留
128		保 留
129		保 留
130		保 留
131	B	通話料分計
132		保 留
133		保 留
134	B	サービス条件設定
135	B	サービス条件設定
136	B	発信電話番号通知サービス応用
137		保 留
138	B	呼接続に関する付加的な処理
139		保 留
140	B	サービス条件設定
141	B	特定者向け情報の蓄積・再生【留守番電話】
142	B	着信転送
143	B	サービス条件設定【ドライブモード】
144	B	迷惑電話対応
145	B	話中時対応
146	B	特定者向け情報の蓄積・再生
147	B	発信電話番号通知サービス応用
148	B	発信電話番号通知サービス応用【通知要請】
149	B	サービス条件設定

番号	分類	利用方法
150		保 留
151	B	営業・料金案内
152		保 留
153		保 留
154	B	サービス条件設定
155		保 留
156		保 留
157	B	営業・料金案内
158	B	サービス条件設定
159	B	サービス条件設定
160		保 留
161	B	特定者向け情報の蓄積・再生
162	B	特定者向け情報の蓄積・再生
163		保 留
164	B	サービス条件設定【端末切替え】
165	B	メール送受信
166		保 留
167		保 留
168		保 留
169		保 留
170		保 留
171	A	災害用伝言ダイヤル
172		保 留
173		保 留
174		保 留
175		保 留
176		保 留
177	A	天気予報
178	B	呼接続に関する付加的な処理
179	B	呼接続に関する付加的な処理
180		保 留
181	B	サービス条件設定【ローミング】
182		保 留
183		保 留
184	A	発信者番号通知拒否
185		保 留
186	A	発信者番号通知
187		保 留
188	A	消費生活相談受付
189	A	児童虐待通告・児童相談受付
190		保 留
191		保 留
192		保 留
193		保 留
194		保 留
195		保 留
196		保 留
197		保 留
198		保 留
199		保 留

注:現在使用されている共同相互通話のみに使用を許容。

指定を受けようとする利用者設備識別番号の数

- 総務大臣は、申請に基づき、電気通信番号の種別ごとの指定単位数（ \Rightarrow 参考1）の自然整数倍かつ需要の見込みを超えない範囲において利用者設備識別番号を指定します。
- 利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合には、指定を希望する利用者設備識別番号の数の算定根拠として「需要の見込み」を電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号条）に定める下記の算定式により算出し、その結果を電気通信番号使用計画の添付書類として提出してください。

※ 電気通信役務の提供の開始前に新たに番号の指定を受ける場合や、個別の事情による特別な需要がある場合等下記の算定式を用いることができない場合には、具体的な事業計画等を基元にその需要の見込みが合理的に算定されたものであることを示す資料を作成してください。

【番号種別ごとの「需要の見込み」算定式】

① 固定電話番号（0AB-J番号）

$$((\text{使用番号数}^{*1}) + (\text{増加見込み数}^{*2}) + (\text{解約保留番号数}^{*3})) \times (\text{変動率}^{*4})$$

※1 指定を受けた固定電話番号のうち使用しているものの数

※2 次の式により求める数

(使用番号数の直近12か月間における増加数) \div (12か月) \times (申請月を含む翌年度末までの月数)

※3 次の式により求める数

(直近12か月間に解約された固定電話番号の数) \div (12か月) \times (6か月)

※4 1.25

② データ伝送携帯電話番号（0200番号、020C番号）

$$((\text{使用番号数}^{*1}) + (\text{増加見込み数}^{*2})) \div (\text{使用率}^{*3})$$

※1 指定を受けたデータ伝送携帯電話番号のうち使用しているものの数

※2 使用番号数の申請月から起算して25か月間における増加数
ただし、十分な算出根拠が示されるものであること。

※3 0.85

③ 音声伝送携帯電話番号（060、070、080、090番号）

$$((\text{使用番号数}^{*1}) + (\text{増加見込み数}^{*2})) \div (\text{使用率}^{*3})$$

※1 指定を受けた音声伝送携帯電話番号のうち使用しているものの数

※2 次の式により求める数

(使用番号数の直近3か月間における増加数) \div (3か月) \times (13か月)

※3 0.85

④ その他電気通信番号

$$((\text{使用番号数}^{*1}) + (\text{増加見込み数}^{*2})) \div (\text{使用率}^{*3})$$

※1 指定を受けた電気通信番号のうち使用しているものの数

※2 次の式により求める数

(使用番号数の直近3か月間における増加数) \div (3か月) \times (13か月)

※3 1以下の値

ただし、指定する電気通信番号の数が必要最小限となるように適切に設定すること。

更新履歴

更新年月日	更新対象	更新内容
2026年●月●日 ^{※1}	全体	・電気通信事業法改正に伴う修正
2026年●月●日 ^{※2}	全体	・電気通信番号の使用の条件として特定の設備の設置が求められる場合の記載事項の修正 ・その他の軽微な修正
2020年 4月 1日	参考 1	・電気通信番号の構成及び指定単位数の修正
	全体	・軽微な修正
2019年10月18日	p. 5、p. 10	・特定の電気通信番号の指定を希望する場合の添付書類について
	p. 6、p. 8	・利用者契約時における電気通信業務用利用の可否について
	参考 5	・新規追加（番号指定を受ける場合の需要の見込み算定根拠）
	全体	・その他の軽微な修正
2019年10月11日	全体	・技術的修正 (用語の統一、表現の修正等)
	p. 6、p. 10	・卸提供先情報を参考資料とする変更
	参考 4	・新規追加（1 X Y 番号利用指針）
2019年 9月30日	—	資料公開

※ 1 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日を予定。

※ 2 電気通信番号規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第●号）の公布の日を予定。